

人権とは？

中学校3年生

I アクティビティーについて

ねらい

世界の子どもたちが現実に置かれている様々な状況について「子どもの権利条約」に照らして考える学習活動を通して、子どもを含め、すべての人が生まれながらにして持つ人権について理解を深め、自他の人権を尊重する態度を育てる。

◆◆◆視点◆◆◆

- ◎権利と責任
- 共感と連帯感
- 多様性の尊重・共生

設定の理由

中学校を卒業するまでに、すべての生徒が人権に関する基本的な知識や自他の人権を尊重する態度や技能を身に付けることが必要である。

そこで、世界の子どもたちが現実に置かれている様々な状況について「子どもの権利条約」に照らして考える学習活動に取り組みさせることにより、すべての人が生まれながらにして持つ基本的な諸権利である人権についての理解を深めさせるとともに、自他の人権を尊重する態度を育てたい。

アクティビティーの概要 (1時間扱い)

活動1 「奪われている権利」を実施する。
 ・一枚の絵を見て、子どもの権利条約の条文にある権利の中から奪われている権利を探す。その後、グループで話し合う。

活動2 「奪われている権利」をふり返り、話し合う。
 ・条文にある権利は、奪うことのできない権利であり、この人権を守るために何をなすべきか、意見交換を通して考える。

アクティビティーの実際

- 準備するもの
 - ・ 子どもの権利条約カード 各グループ用・黒板掲示用
 - ・ 世界の子どもたちの写真 各グループ用・黒板掲示用
- アクティビティーの進め方

活動1 「奪われている権利」

- ① 子どもの権利条約カードを生徒に配布して、子どもの権利条約について教える。
- ② 世界の子どもの様子の絵（写真）を掲示するとともに、同じ絵（写真）を生徒に配布する。
- ③ 絵（写真）から子どもの「奪われている権利」を探させる。
 - ・ 絵（写真）と子どもの権利条約カードを比べて、どんな権利が奪われているのか考えさせる。
 - ・ 絵（写真）からわかる事実のみでなく、その背景についても想像させて考えさせる。
- ④ 「奪われている権利」について、グループで話し合わせる。
 - ・ 自分は、どんなことを考えたのか、どんな権利が奪われているのかについて話し合わせ、グループとしての考えをまとめさせる。
- ⑤ グループで話し合ったことを発表させる。

活動2 振り返り

- ① 「奪われている権利」を実施して、また、その後の話し合いを通して感じたことを話し合う。
- ② 生徒全員で「子どもの権利条約」第2条を朗読して終える。

【第2条】

「国の違い、性別、言葉、宗教、意見、障害、貧富の差などの差別はされません」

〈振り返りの留意点と発問例〉

- どんな意見が出たのか、話し合うことで新しい発見があったのか、考えられるようにする。
- 「奪われている権利」は、本来あってはならない現実であることを感じとらせるようにする。
- 自分たちでできること。考えなくてはならないことは何かについて話し合うようにする。

| | |
|-----|--|
| 発問例 | 話し合っているときに感じたことはありますか？ |
| 発問例 | それぞれの意見が少しずつ違うということは、それぞれにとってどのような意味を持つのでしょうか？ |
| 発問例 | この条文で、自分にとって必要でないものは、考えなくてもいいものなのでしょうか？ |
| 発問例 | それぞれのグループの内容を見て、どう思いますか？ |
| 発問例 | この世界の現状を見て、どう感じますか？ |
| 発問例 | 権利を得るためには、何をしなくてはならないのでしょうか？ |
| 発問例 | 自分以外の誰かの人権を、どうしてあげることができますか？ |

アクティビティを指導するポイント

- ◇ できるだけ自由な雰囲気で見聞を広げ、意見を言わせることで、人によって違いがあり、それぞれが尊重されなくてはならないことを感じさせるようにする。
- ◇ 本アクティビティを実践する際は、外国の子どもの絵（写真）を使用することから、事前に人権課題として外国人の問題を扱った学習を十分に行うなど、生徒の外国人に対する偏見や差別意識がないようにすることが重要である。

Ⅱ 授業展開例

～中学校3学年「学級活動」における授業展開例～

| 時 | 学 習 活 動 | 教師の働きかけ |
|--------------------------|-----------------------------------|---|
| 1 | 1 子どもの権利条約と世界の子どもについて学習する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○日本も批准していることを確認する。 ○子どもの権利条約カードを配布し、条文を読み上げる。 |
| | <p>「奪われている権利」をやってみよう！</p> | |
| | 2 写真を見て、子どもの「奪われている権利」を探す。 | <ul style="list-style-type: none"> ○写真を配布して、子どもの権利条約カードをもとに、写真の中にいる子どもの「奪われている権利」について考えさせる。 ○写真から分かる事実のみでなく、その背景や状況等も想像させて考えるよう指示する。 |
| | 3 各自が探した「奪われている権利」について、グループで話し合う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自分がどういう権利が奪われていると考えたか、また、それはなぜか、についてグループ内で発表できるようにする。 ○グループ内の全員の発表が終わったら、グループの考えをまとめさせる。 |
| | 4 グループで話し合ったことを発表する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○発表の際は、グループとしてなぜそのように考えたのか、その理由も発表できるようにする。 |
| | 5 「奪われている権利」をもとに話し合う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○活動を通して新しい発見があったか、話し合わせる。 ○「奪われている権利」は、本来あってはならない現実であることを感じとらせるようにする。 ○自分たちでできること。考えなくてはならないことは何かについて話し合うようにする。 |
| 6 「子どもの権利条約」第2条を全員で朗読する。 | | |

Ⅲ 資料

(1) 子どもの権利条約カード

| | | |
|---|---|--|
| <p>第1条 「18歳以上になっていない人を子どもとします」</p> | <p>第2条 「国の違い、性別、言葉、宗教、意見、障害、貧富の差などの差別はされません」</p> | <p>第3条 「子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えなくてはなりません」</p> |
| <p>第4条 「国はこの条文に書かれた権利を守らなければなりません」</p> | <p>第5条 「保護者は子どもの発達に応じた適切な指導をしなければなりません」</p> | <p>第6条 「全ての子どもは生きる権利を持っています」</p> |
| <p>第7条 「子どもは、名前や国籍を持ち、親を知り、親に育ててもらふ権利を持っています」</p> | <p>第8条 「国は、子どもの名前や国籍、家族の関係が奪われないように守らなくてはなりません」</p> | <p>第9条 「子どもは親と一緒に暮らす権利を持っています」</p> |
| <p>第10条 「親と離れて暮らしているときは、子どもはいつでも親と連絡を取る権利を持っています」</p> | <p>第11条 「国は子どもが無理やり国外へ出されたり、戻れなくなったりしないようにしてはなりません」</p> | <p>第12条 「自由に自分の意見を表す権利を持っています」</p> |
| <p>第13条 「自由な方法で情報や考えを伝える権利、知る権利を持っています」</p> | <p>第14条 「思想・良心及び宗教の自由についての権利を尊重されます」</p> | <p>第15条 「他の人々と自由に集まって会を作ったり、参加する権利を持っています」</p> |
| <p>第16条 「人に知られたくないプライバシーや名誉は他人から守られる権利を持っています」</p> | <p>第17条 「自分に役立つ情報を手に入れることができます。よくない情報から守らなくてはなりません」</p> | <p>第18条 「子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします」</p> |
| <p>第19条 「国は子どもへの虐待や放任などを保護しなくてはなりません」</p> | <p>第20条 「家庭を奪われている子どもは国から守ってもらうことができます」</p> | <p>第21条 「子どもを養子にする場合は、国や公の機関だけが認めることができます」</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>第22条 「それぞれの事情で、よその国に逃れた子ども（難民の子ども）はその国で守られ、援助を受けることができます」</p> | <p>第23条 「心や体に障害があっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません」</p> | <p>第24条 「国は、健康でいられるようにまた、病気になったり、怪我をしたときには治療を受ける権利を持っています」</p> |
| <p>第25条 「病院に入っているときには、その扱いが子どもにとってよいものか定期的に調べてもらうことができます」</p> | <p>第26条 「最低限度の生活ができるように、国は暮らしを手助けしなければなりません」</p> | <p>第27条 「心や体の成長に必要な生活を送る権利を持っています」</p> |
| <p>第28条 「子どもは教育を受ける権利を持っています。学校の決まりは人間として大切にされるという考え方からはずれてはいけません」</p> | <p>第29条 「教育は自分も他人も平等に大切だということや自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません」</p> | <p>第30条 「少数民族の子どもや、その土地に住んでいる人々の民族や文化や宗教、言葉を持つ権利を持っています」</p> |
| <p>第31条 「子どもは休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利を持っています」</p> | <p>第32条 「無理やり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったりしないように守られる権利を持っています」</p> | <p>第33条 「国は、子どもを麻薬や覚せい剤などから保護しなくてはなりません」</p> |
| <p>第34条 「国は、子どもが性的に搾取されることから保護しなくてはなりません」</p> | <p>第35条 「国は、子どもが誘拐されたり、売買されることのないように守らなければなりません」</p> | <p>第36条 「国は、どんな形でも子どもの幸せを奪って利益を得るようなことから守らなければなりません」</p> |
| <p>第37条 「どんな子どもに対しても拷問やむごい扱いをしてはなりません。もし罪を犯して捕獲されても、人間らしい扱いを受ける権利を持っています」</p> | <p>第38条 「15歳に満たない子どもを兵士として戦場に連れて行ってはなりません」</p> | <p>第39条 「国は、戦争などで心や体を傷つけられた子どもの傷を治し、社会に戻れるようにしなければなりません」</p> |
| <p>第40条 「罪を犯したとされた子どもが社会に復帰したとき、自分の役割が果たせるように正當に扱われなければなりません」</p> | | |

※日本ユニセフ協会ホームページを参考に作成

(2) 使用する絵や写真例



出典：日本ユニセフ協会ホームページより

※ 本事例で記述してある「子どもの権利条約」は、1989年国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」のことである。

(3) ワークシート例

「奪われている権利」

組 番 名前 _____

1 どんな気持ちだろう？

この絵(写真)の子どもたちはどんな気持ちでそこにいるのだろうか？考えてみよう。

2 奪われている権利・奪われそうな権利は何だろう？

○自分の考え

○グループの考え

意見や考え

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3 自分にできそうなこと

4. 全体を通しての感想